

平成26年第3回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年 9月 3日
 本日の会議 平成26年 9月22日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

3番 内村 博法 議員

5番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 17時41分

平成26年第3回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年 9月22日（月）

午後 1時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	62	平成26年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総務
2	63	平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総務
3	67	平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務
4	68	平成25年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
5	56	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	※文厚
6	57	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	※文厚
7	58	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	※文厚
8	59	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
9	64	平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※文厚
10	65	平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※文厚
11	69	平成25年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚
12	70	平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚
13	71	平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚
14	61	町道路線の認定について	※建産
15	66	平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※建産
16	72	平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※建産

17	73	平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※建産
18	74	平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※建産
19	請願4号	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願	※総務
20	請願2号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	※文厚
21	請願3号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について	※文厚
22	請願5号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する請願	※文厚
23	—	長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会報告の件	
24	—	議員派遣の件	
25	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

平成26年第3回長与町議会定例会

追加議事日程（第5号の追加1）

平成26年 9月22日（月）

日程	議案番号	件名	備考
1	発 3 委 号	「手話言語法」制定を求める意見書	
2	発 4 委 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書	
3	発 5 委 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書	

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)、日程第2、議案第63号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)、日程第3、議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第68号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る9月8日、本会議におきまして、総務常任委員会へ付託を受けました議案について、審査結果を報告いたします。

まず、議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)の件につきましては、9月9日、委員全員出席のもと、説明員として、鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、松尾企画振興部長、田島生活福祉部長、浦川建設部長、和泉教育委員会次長、宮崎総務部理事、益富生活福祉部理事、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査し、17日に結審いたしました。歳入歳出それぞれ1億621万円を補正し、補正後の合計は、125億3,747万円とするものであります。

主な内容は、繰越金と臨時財政対策債を財源とし、電算システム開発委託料2,894万7,000円、保育専門員報酬184万3,000円、道路橋梁の維持管理費3,005万円、高田南区画整理事業への繰出金2,000万円などでありました。

主な質疑として、シーサイドマルシェ補助金89万円は、どこに補助するのかという質疑に対し、昨年8月にシーサイドストリートと愛称をつけた。その通りに8店舗があり、その店が実行委員会をつくって活動しているので、そちらに補助金を出すとの説明でした。新図書館基本構想策定委員67万6,000円は、12名で、8回開くということだが、委員の公募はしないのかという質疑に対し、来年3月までに策定するので、時間的余裕がない。建設検討委員会に入っていた公募の委員を二、三名入れる予定であるとの答弁でした。道路橋梁費で、国、県の支出金が減額になっているのはなぜか、東日本大震災の影響があるのかという質疑に対し、国から県に支出され、県がそれを振り分けるが、今回減額された。理由は震災であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、9月9日、委員全員出席のもと、説明員として、中山総務部長、迎管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審

査いたしました。25年度繰り越し分を26年度一般会計へ繰り出すことが主なものでありました。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、平成25年度長与町一般会計決算の認定についての件につきましては、9月9日から17日まで、委員全員出席のもと、説明員として、鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、松尾企画振興部長、田島生活福祉部長、浦川建設部長、和泉教育委員会理事、宮崎総務部理事、益富生活福祉部理事、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。歳入総額は120億1,404万715円、歳出総額は113億5,784万2,990円でありました。収支状況は、実質収支、単年度収支は黒字であります。実質単年度収支は約4,200万円の赤字でありました。歳入では、収入未済額、不納欠損額合わせて約3,000万円減少しており、大いに評価できます。町税で約4,900万円の増収でありましたが、地方交付税で約4,700万円の減額計上となっていました。歳出では、民生費が約1億8,000万円、衛生費が約6,300万円、土木費が約1億9,000万円の増額、教育費が約13億9,000万円の減額でありました。今回から主要な施策の充実が図られ、大変参考になり、スムーズな委員会運営ができました。

主な質疑として、総務部関係では、結婚相談事業の登録者数という質疑に対し、登録者数は、男性22名、女性52名、計74名であるという答弁でした。決算を踏まえて、今後の財政をどう考えているのかという質疑に対し、所管としては、財政指標の中で実質公債比率を一番気にしている。25年度で8.7%になっている。公債費の償還について、シミュレーションをつくっているが、今後町債を発行しないとすると、29年度をピークに返済額は減少するが、今のまま発行すると、ある程度上昇すると考える。18%を超えると、町債の発行に国、県の許可が必要なので、注視しながら発行しなければならないと考えているとの答弁でした。収納率が全体的にアップしているが、どのような努力をしたのかという質疑に対し、3件の不動産差し押さえを行い、高額な収納があったことと、22年度より現年課税分も収納推進課に移管して少しずつ減らしてきたことと、催告の方法や、時期も工夫しながらやってきたことの効果であるとの答弁でした。

次に、企画振興部では、コミュニティーFMの調査を行っているが、結果はどうなったのかという質疑に対し、電波状況、町の地形、通信塔などの調査を委託した。その結果、使える周波数があるということで、九州総合通信局にこういうふうと考えているという趣意書の提出を終えたところであるとの答弁でした。交通安全対策費で、電気料と修繕料が前年より増加しているのはなぜかという質疑に対し、電気代そのものが上がったことと、カーブミラー、防犯灯の器具の修繕であるとの答弁でした。電算データを外部委託したが、どのような効果があるのかという質疑に対し、全国170自治体が参加して共同で開発するため、一自治体の負担額が減額になるとの答弁でした。

生活福祉部関係では、ステーションに出す違反ごみはステッカーを張って

回収せず、何回か後に回収している。ステッカーを張られたごみを持ち帰る人はいなく、効果なしである。何とかならないのかという質疑に対し、頭を抱えている。よい方法がないか苦慮している。ごみ袋に黄色のステッカーが張られているだけでも少しは効果があると思っているとの答弁でありました。高田保育所で保育事業の拠点として充実を図ったとあるが、具体的な内容はこの質疑に対し、延長保育の実施と、保育所と健康センター、おひさまひろばなどがすぐ近くになり、連携がとりやすくなり、以前より充実されたとの答弁でした。社会福祉協議会に多額の補助金と事業費を拠出しているが、町の監査体制はどうなっているのかという質疑に対し、町とは別組織なので、社会福祉協議会で監査委員を任命している。町からは1人役員を出しているとの答弁でした。

建設部関係では、有害鳥獣対策でワイヤーメッシュや電気柵の設置事業があるが、効果はあっているのかという質疑に対し、効果は十分出ているとの答弁でした。道路で池堂西時津線の今後の予定はどうなっているのかという質疑に対し、熱回収施設建設による大型重機が通行してるので、現在見合わせている。26年度中には舗装を完成するとの答弁でした。高田南区画整理事業の完成の年度が延びる理由は何かという質疑に対し、国、県の交付金が落ちたことが主な要因で、住宅造成にかかる町の一般財源を一気に投入できなかったことも要因である。今後も要望どおりには予算はつかないと県から言われているとの答弁でした。

教育委員会関係では、学校教育相談指導員は何名で、その業務内容はどういう質疑に対し、2名で、役場に勤務しているが、学校にも出向している。1人は学校運営の指導員で、もう1人は就学支援と特別教育支援を行っているとの答弁でした。社会指導主事は何名で、今後の対応はどうしていくのかという質疑に対し、現在は1名だが、本年1カ月の研修を九州大学で行い、1名取得をさせたとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計決算の認定についての件は、9月9日、委員全員出席のもと、説明員として、中山総務部長、迎管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。歳入総額は845万3,664円、歳出総額は735万8,413円で、実質収支額は109万5,000円でありました。歳入歳出ともほぼ例年どおりでありました。

主な質疑として、嬉里駐車場はハトのふん対策が必要でないのかという質疑に対し、本町庁舎、公共施設とあわせて現在検討しているとの答弁でした。吉無田駐車場に子供が入ったら危ないという注意喚起する看板が設置されているが、車が駐車すると外から見えないので、対策をとるべきではないのかという質疑に対し、おっしゃるとおりであるので、今後しっかり対応したいとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
まず、議案第62号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第63号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第67号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第68号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第62号の討論を行います。
まず、反対討論ありませんか。
次に、賛成討論ありませんか。
5番、分部和弘議員。

5番

(分部和弘議員)

議案第62号、長与町一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は、新図書館基本構想、電算システム開発、保育士の増員、町道の維持管理、災害復旧など、町民の身近な安心・安全に向けた予算と、福祉の充実に向けた取り組みであるとともに、災害復旧など、緊急性を重視したものであり、重要かつ迅速な対応が求められることから、本補正予算に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。
次に、賛成討論ありませんか。
1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

私は議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、新図書館基本構想策定委員が選ばれ、平成27年3月31日までに8回委員会が開催される予定となっております。新図書館基本構想が3月までに決定されることに大きな期待をいたします。今回の委員はいろんな分野から選出されるということは評価できます。しかし、時間がなく、公募しないとのことでしたが、町民の声を聞くという観点からは、やはり公募も必要であると考え、今後委員の選出に関しては、公募を取り入れていただくことを強く要望いたします。また、各委員が町民の要望を反映させ、公平公正な立場で基本構想策定に取り組まれることを願います。

次に、保育士の増員ですが、高田保育所への入所希望がふえたことと、延長保育を行う中で、ゼロ歳児から3歳児の希望が多いとのことでした。待機児童減らすという観点からも評価できます。高田保育所は町の保育事業の拠

点として充実していくことが今後重要になると思います。平成27年には子ども・子育て支援新制度が実施されます。この新制度の中で、保育士の働く環境改善と、正職員の増員がされることを要望いたします。

この補正予算については、積極的に取り組んでいただき、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第63号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第63号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。私は議案第67号、平成25年度長与町一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

25年度保育料の引き下げに踏み切り、子育て世代の負担軽減を実施しました。また、住宅リフォーム助成制度を前年に続き実施し、消費不況が続く中、明確な経済効果が数字の上でも実証がされました。これらは住民の立場から見て、高く評価できる施策であったと思います。こうした効果が明らか

な施策は、住民の幸福度高めるためにも引き続き継続すべきであります。長与町は今後、多くの老朽化した公共施設、この耐震診断と耐震対策、長与小学校建設費、そしてごみ処理施設建設費等の分担金の償還、新図書館の検討、高齢者世帯の増加に伴う民生費の増加など、必要な歳出の増加が予想されます。町の財政当局が作成したシミュレーションによると、毎年15億円の起債を発行する前提で試算した場合、借金払いの比率の指標である実質公債費比率は、平成25年の8.7%が、平成34年ごろには18%に達します。将来負担比率も、25年度の9.3%から、34年ごろには60%にはね上がるという試算結果が示されています。住民の命と健康に直結する民生費、住民の安全に直結する各種施設の老朽化対策は、避けて通ることができません。住民の幸福度を増進させながら、いかに投資的経費を抑制するかが町の課題であるというふうに認識をいたします。こうした中であって、都市計画道路西高田線と高田南土地地区画整理事業特別会計への一般会計繰出金は、他の施策の予算確保の面、また、今後の財政負担の面からも問題が大きいと考えます。

西高田線は、同僚議員が予算の討論でも指摘したとおり、1キロ強の道路に40億円の費用をかける内容であり、また、この事業の起点に当たる役場前の橋の建設は、周辺住民を大型商業施設に誘致、誘導する効果を発揮することになり、既存の小売業者の存続に負の影響をも与えることが予想されます。また、一般会計からの繰出金がある高田南土地地区画整理事業も、これまで工期の延長を繰り返してきましたが、平成29年完成予定との説明から、さらに3年延び、32年までの計画延長を余儀なくされています。しかも土木費の国からの補助は東日本の復興予算を捻出するために、減額が続いております。今後も町が要望する補助額が確保できる保証は全く期待ができない状況であります。これらの事業が町政の大きなネックになることを、予算や、また決算の討論で繰り返し指摘をしてきましたが、ますます現実味を帯びてきたというのが今の実態ではないでしょうか。町長が掲げる幸福度日本一、このまちづくりのためには、これらの事業を早期に見直すことが不可欠である、このことを申し上げまして、私の反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成25年度の町税は、収入済み額は前年度より4,928万9,000円増加し、収納率が95.1%で、前年度比1.5%の増となっております。また、収入未済額は約5,582万9,000円で、20%の減となっております。このことから、収納推進課と専門委員との連携によるさまざまな徴収の努力がうかがえるものと評価いたします。しかし、不納欠損の原因は、生活の貧困、企業の倒産や行方不明

264件などあることから、やむを得ない個々の生活状況に合わせ慎重に配慮すべきであると考えます。主な歳出の内訳といたしまして、長与町のエレベーター設置、多目トイレの設置4件、企画課の県の3年間のモデル事業でありますICTによる高齢者見守り事業は新しい取り組みで、今後の発展を期待するところであります。情報管理課のクラウド化につきましては、利便性、効率性、合理性、経費の削減からすると、大変画期的な施策であります。データ情報の漏えいや、ハッカー侵入などには十分安全性を確保することが望まれます。民生費につきましては、児童福祉費、社会福祉費など、あらゆる項目に適切に活用されていますが、住民の安定した社会生活を保護する観点から、さらなるこれからの充実を図ることが重要であります。住宅リフォーム補助金は、955万9,000円の補助金に対し、15倍の経済効果があったことは大変評価すべき事業であることから、これから継続が望まれます。これらの判断により、予算が適正に執行されたことにより、行政効果や経済効果を発揮できていることから、地方自治に基づく住民の福祉の増進に向け、さらなる飛躍を期待し、賛成の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私は議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成25年度歳入決算額の執行率は98.7%、歳出決算額は93.3%であり、前年度と比べ、歳入が2.4ポイント、歳出が2.1ポイント上回っており、おおむね予算に基づき執行されているものと判断しております。その中で、収入未済額が、前年度に比べ、6,110万5,000円の大幅減となっており、重複滞納者への取り組み、悪質滞納者への取り組みなど、収納対策の取り組み成果があらわれているところであります。しかし、町税で2億2,343万円、町営住宅及び駐車場使用料が1,886万4,000円、保育料が2,148万4,000円、災害援護資金が343万4,000円の収入未済額があります。町税等の負担の公平性を保つことから、また、貴重な財源の確保の面からも、収納率の向上に今後も関係所管で情報共有し、なお一層努力されるよう、要望いたします。

次に、主要な施策の成果につきまして、ホームページのリニューアル、長与町の旬な情報や町からのお知らせなど、週1回のエフエム長崎の放送、データサービスセンター利用で安全で低コストの電算システム構築、長崎がんばらんば国体リハーサル大会、予防接種事業ほか子育て世代の応援事業の充実など、評価できます。国際交流については、ウェザースフィールド訪問で姉妹都市関係継続の意思確認と、将来的な交流発展に向けた協議が行われたとのことで、今後長与町でこの訪問がどのように生かされていくか、期待するところであります。

最後に、不用額が4億2,873万4,000円もあります。執行残もありますが、年度途中で発生した不用額については、決算まで持ち越すことなく処理をし、新たな町民の要望に振り向けるなどの努力を要請いたします。今後も限られた財源を効果的、効率的に重点配分し、優先事項しっかりと見きわめた行政運営に取り組んでいただくことを強く要望し、長与町第8次総合計画に掲げた目標の達成を目指し、その政策の実現に取り組まれることを期待して、平成25年度決算の認定に賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第68号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

6番。私は本議案に賛成の立場で討論いたします。

委員長報告のとおり収支につきましては、妥当と判断いたしました。以下の2点につきまして、要望を含めまして討論にかえさせていただきたいと思えます。

1点目です、今回から口座振替手数料というものが発生しておりました。これはいわゆる定期駐車利用者の利用使用料の口座振替に対応するものでございます。利用者の利便性を考えてのことであり、事務効率の向上にもつながるものと期待しております。年度途中の開始で、この制度の活用者もまだそれほど多くはないようですが、徐々にふえてきてると伺いました。利便性、事務効率も考えた上で、さらなる振替利用者の増加に取り組んでいただきたいと思います。

2点目ですけれども、安全対策です。これも先ほど委員長報告の中にも入っておりましたけれども、嬉里駐車場につきましては、スロープ部分の改修、防犯カメラの設置、夜間センサーでの照明点灯など、数々の対策が講じられてきております。しかし、吉無田駐車場につきましては、子供が容易に入れ

る状況にあるにもかかわらず、目立つ場所への注意喚起等の看板すら設置されておられません。早急な対策を望みたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第68号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第6、議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第7、議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第8、議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第64号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第65号、平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第69号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(河野龍二議員)

それでは、報告します。

議案数が多いので、少し時間をいただいて報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員長に9月8日、本会議において付託を受けた議案について、審査結果を報告いたします。

議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関して、一括して、9月12日から9月18日かけて、説明員として、田島生活福祉部長、西平福

社課長ほか関係職員を招き、審査をいたしました。

議案第56号は、子ども・子育て3法に基づく待機児童解消に向け、今後の保育園、幼稚園、認定こども園等の施設型給付事業の基準と、家庭的保育事業などの地域型保育事業の運営並びに基準を定める条例であり、56号は3章から成り、1章で総則、2章では特定教育・保育施設の運営に関する基準、3章では地域型保育給付費の運営に関する基準と説明を受け、最後に、附則に施行日及び経過措置の項目を設けていると説明がありました。

主な質疑は、条文には従うべき条文と参酌すべき条文があると聞いたが、どのようなことかの質疑に対し、国が定めた法律による決定事項と、町が国の定めによる算定基準を参考にする条文と分かれているという答弁がありました。条文中にある法定代理受領とはどのような意味かの問いに、今後の制度は、内閣府が園児一人一人に対し、処置費を給付するのに対し、園は園児の法定代理の受領を受けるために条文を設けているという説明がありました。特定利用保育とはの問いに対し、1号認定にされながら、保育所を利用する場合、また、特定利用教育とは何かの問いに対し、2号認定だが、幼稚園を利用する場合と答弁がありました。第6条の正当な理由のない提供拒否の禁止等の条文はどのような内容かの問いに対し、6条には、正当な理由がなければ入園を拒むことができないことに対し、2項については、定員数を超過して申し込みがあった場合などにおける園の選考方法を明記したもの、3項については、定員を超過して申し込みがあった場合に、家庭状況などを勘案し、優先的に選考できるように定めた条文となっているという答弁でした。

13条では、利用料は園が直接徴収するようになっているが、今後はそのようになるのかの問いに対し、幼稚園は、これまでどおり園が徴収し、認定こども園も直接徴収するようになる。保育所に限っては、これまでどおり町が徴収するようになっているの答弁でありました。13条の3項及び4項は、保育料以外に保護者から保育にかかる費用を徴収できるようになっているが、施設の改造費等も含め保護者の負担増になるのではないかの問いに対し、施設などの改修費用は当たらないと理解している。純然たる保育にかかる費用で、6項で保護者に説明を行い、同意を得るようになっているので、保護者も理解して負担すると思うという答弁をいただきました。

16条では外部の評価を受けるようになっているが、外部とは決まった組織なのかの問いに対し、施設が設置する外部評価と考えて、決まった組織ではないという答弁でした。特定地域型保育所の保育料は、施設型保育料と同じ保育料かの問いに対し、施設の種類等で保育料は違ってよいと考えてると答弁がありました。42条にある連携施設とは何かの問いに対し、地域型保育事業の対象は、3歳未満で、その3歳以上になる場合は、施設型に移行するので、移行先の園との連携が必要になるとの答弁でした。附則で施行日が、法の施行日からとなっているが、事業の施行はいつからかの問いに対し、来年、平成27年4月からの施行になっているので、それまでには法が施行されると思うという答弁がありました。また、消費税の10%が財源に見込まれているので、法の施行は定かではないが、準備は整えていく必要があると

も追加答弁がありました。以上のような質疑が行われました。

引き続き第57号は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、第1章は総則、第2章は家庭的保育事業について、3章は小規模保育事業について、4章では居宅訪問型保育事業について、5章では事業所内保育事業についての設備、運営基準を明文化し、条文化しているものであり、小規模保育事業A型は、保育所に近い事業、C型はグループ型事業、B型はその中間の、中間となる施設となっているとの説明がありました。

主な質疑は、家庭保育事業所には経営資格があるのかの問いに対し、法人格がなくても経営ができるので、個人事業者でも可能だいう答弁でありました。家庭的保育事業等の本町の需要あるのかの問いに対し、現状で本町に利用の需要はないのではないかと考えるとの答弁でありました。5条の一般原則は、どのように確認するのかの問いに対し、安全性などが考慮できるよう、町が確認してくる考えであるという答弁でありました。8条の職員の要件は、抽象的で判断できる材料がないのではないかの問いに対し、厚労省が示した法文が参考になっているとの答弁でありました。

16条の食事の提供の特例では、どんな業者でも食事の提供が可能なのかの問いに対し、2項の2号で施設を明確にしてるとの答弁でありました。23条の職員の条文では、2項で保育士と同等以上の知識、経験とはどういった条件をいうのかの問いに対し、現行のガイドラインに基づいて必要な研修を受けることになっているとの答弁でありました。37条の居宅訪問型保育事業は、幼稚園や保育所が行ってる事業でも、事業が可能なのかの問いに対し、事業が行うのは可能であると考えてるとの答弁でありました。35条の利用定員はC型だけ明記されてるが、なぜかの問いに対し、附則の5条で経過措置が設けられて、それに対応するために条文化してるという答弁でありました。

42条の事業所内保育事業は、表を見ると71人以上とあるが、定員の定めはないのかの問いに対し、定員は設けてないとの答弁でありました。42条の表では利用定員を1名からあらわしているが、43条では定員を20名と、20名以上からとある、なぜかの問いに対し、表内の利用定員数は、この人数のうち外部からの受け入れ可能数が左の表にあらわしてる人数で、この人数をあらわしてる表であるとの答弁でありました。以上のような質疑が行われました。

次に、58号では、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の設備及び運営の基準を明確にした条文であると説明がありました。

主な質疑は、4条の3項では、町長は、事業所に対し、設備の向上を勧告できるとしているが、現状の学童保育のあり方の場合、町の施設を活用してる現行では、矛盾がするのではないかの問いに対し、条例の作成の中でも議論となったが、各クラブから要望があり、要望がある改善面については、町も当然、行っていくという答弁でありました。この条文だと町の責任を放棄するような条文に解釈できるかの問いに対し、3条の2項にあるように、町は今後とも十分にかかわっていくとの答弁がありました。9条の設備基準で

は、4項に衛生面、安全性が確保されたものとあるが、これまでのクラブからの要請が多い静養室や調理室の基準がないのがどうしてか、問いに対し、1項の機能並びに静養のための機能を備えた区画と明記してるので、十分配慮できるとの答弁でありました。附則の2条、当分の間の表現はどれくらいの期間を想定しているのかの問いに対し、5年間をめどにしているという答弁がありました。以上のような質疑が出されました。

その後、56号、57号、58号ともそれぞれ審査を行い、議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、全会一致で可決いたしました。続き57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、全会一致で可決となりました。引き続き議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、9月9日、説明員に田島生活福祉部長、益富生活福祉部理事ほか関係職員の出席を求め審査を行いました。長与町廃棄物処理及び清掃に関する条例は、第8条に定める一般廃棄物処理等の許可手数料を社会経済情勢の変動緩和に伴う変更と、第9条にある一般廃棄物処理手数料、町指定ごみ袋の種類及び単価を改正するとともに、条文整理を行うものと説明を受けました。改正の内容は、条中の「し尿浄化槽」を「浄化槽」に改め、一般廃棄物処理許可手数料を新規・更新及び浄化槽清掃許可手数料を、これまでの1,000円から5,000円に改める、それぞれの許可、許可証再交付手数料を、200円から1,000円に、一般廃棄物の許可、変更許可手数料を新しく4,000円、従業員証交付並びに再交付手数料を廃止する内容でありました。さらに、町指定ごみ袋の現行の2種類から3種類にふやし、これまでの小袋を中として、料金を10円から12円に、新たに小袋を追加し、8円に、それぞれ袋の大きさを明記するものであり、ごみの減量化に向け今回の提案になったと提案理由の説明を受けました。

主な質疑は、小の袋の作成はなぜかの問いに対し、単身、家族構成が少ない家庭への配慮と、住民の要望があったと答弁がありました。なぜ10円から12円にしたのかの問いに対し、小の袋への購買への移行と、ごみ減量化につながる価格設定にした。また、大の袋の変更がないのはなぜかの問いに対し、袋の値上げも検討したが、4月からの新焼却炉にかかる経費のめどがついてきた、資源の拠点回収に住民に協力してもらってるので、ごみの減量化が進んでいるから据え置いたという答弁をいただきました。そのほか、また、ごみ袋の価格設定の根拠は何なのかの問いに対し、大の袋の大きさが45リットルで17円となっているので、1リットル当たりの単価を出し、それぞれの袋の大きさに計算すると、中が11.33円、小が7.55円になるため、12円と8円に設定したとの答弁でありました。ごみの減量化に向けた明確な目標はあるのかの問いに対し、現状は持っていないとの答弁がなされ、以上のような質疑が出されました。

なお、採決に当たっては、川井委員より、修正議案の動議が出されましたが、賛成少数で否決、原案が賛成多数で可決されました。

次に、議案第64号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、9月9日、説明員に田島生活福祉部長、松浦介護保険課長の出席を求め、審査行いました。歳入歳出予算にそれぞれ200万8,000円を追加し、総額4億2,811万2,000円にするものです。

主な質疑は、繰越金の財源内訳は何か。また、一般会計に繰り出す財源は高齢者施策として使われるのかの問いに対し、財源内訳は4月、5月の保険料であり、保険料は広域連合に納め、一般会計に返還する金額は一財となるので、単純に高齢者施策に使えるとは言えないなどの質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決しました。

続いて、議案第65号、平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、9月9日、田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査行いました。事業勘定では、歳入歳出予算にそれぞれ9,838万4,000円を追加し、総額を28億365万6,000円に、サービス勘定では、歳入歳出予算にそれぞれ742万9,000円を追加し、総額2,661万3,000円とするもので、主な質疑は、地域支援事業交付金の返還は次年度の事業算定に影響が出るのではないかの問いに対し、交付金の歳入と国の返還金は、失礼しました、これ質疑は続いております、地域支援事業交付金の返還は次年度の事業返還に影響が出るのではないかと、さらに交付金の算入と国の返還金はお金の移動がなく、相殺されるのかの問いに対し、地域支援事業は年ごとの予算要求であり、次年度の財源的な影響はない、歳入の歳出は現金の移動があり、帳簿上での相殺はないなどの質疑が出され、慎重に審査した結果、全会一致で可決しました。

続きまして、議案第69号、国民健康保険特別会計決算認定については、9月11日、説明員に田島生活福祉部長、森川健康保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査をいたしました。歳入では、国民健康保険保険税で調定額10億4,388万4,907円に対し、収入済み額8億1,702万1,974円、不納欠損額41万7,533円で、収入未済額は2億2,275万5,380円となつてると説明を受けました。歳出の主なものは、保険給付費29億8,020万4,612円、後期高齢者支援金5億744万7,299円、介護納付金2億1,910万9,379円であり、歳入合計46億306万2,000円に対し、歳出合計43億9,790万6,000円で、実質収支額2億515万6,000円、うち基金繰り入れが1,030万円で、基金の総額は25年度末で2,140万円となっているという説明を受けました。

主な質疑は、25年度の被保険者数はどれくらいかの問いに対し、平均世帯数が5,363世帯、被保険者で9,630人、前年度より32世帯の減と、153人の減である。収入済み額の原因は何かの問いに対し、収入が少ない面、また保険制度の理解不足、さらには行方不明などがあるとの答弁でした。25年度の税の徴収の差し押さえはあるのかの問いに対し、延べ件数で27件、金額では135万8,575円、主に給与、預貯金、税の還付を差し押

さえてると答弁がありました。高額医療の増額は、件数がふえたのか、また、高額医療が多かったのかの問いに対し、25年度は4,000件を超えているので、どちらもふえた結果だと思ふとの答弁でありました。一般会計の繰り入れは基準に沿った繰り入れかの問いに対し、その他の繰り入れ金額112万9,456円は、福祉利用の現物給付分の国ペナルティーによる不足分であり、基準以外の繰り入れだが、県も認めている。それ以外は法定内の繰り入れであるという説明でありました。ペナルティーはどこが影響を受けるのかの問いに対し、療養給付費負担金と調整交付金が減額されてくるとの答弁でありました。県下の自治体では法定外の繰り入れがあると思うが、なぜかの問いに対し、県下で行われている法定外の繰り入れは繰り越し充用という形で行われており、県も認めているという答弁でありました。退職者被保険者の医療費の減はなぜかの問いに対し、退職年齢の延びや年金受給資格年齢の延長により被保険者が減少しているためだという答弁がいただきました。特定健診の受診率は、全県的に高いのではないかの問いに対し、第2期計画で29年度最終目標が60%になっているので、25年度は40%に目標置き、実績で目標を超えることができたとの、以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、9月10日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。後期高齢者の対象数が、平成25年度末で4,162人、昨年より121人の増、歳入では保険料が3%の増となっている。調定額3%の増となっており、調定額、保険料の調定額3億2,792万3,500円に対し、収入済み額は3億2,551万1,100円、収入未済額が241万2,400円となっており、歳出については、広域連合納付金3億8,903万830円などが主なものであるとの説明を受けました。いう説明の中、歳入歳出、歳入総額3億9,423万3,000円に対し、歳出総額3億9,222万4,000円、実質収支額200万9,000円となっているとの説明を受けました。

主な質疑は、特別徴収、普通徴収の割合はの問いに対し、特別徴収は63.70%、普通徴収は36.30%となっている。決算書事項別明細のマイナス分31万8,300円と説明資料にもらった還付未済額の金額が違うのはなぜかの問いに対し、普通徴収保険料の中にマイナス900円分が含まれているとの答弁でありました。システム改修委託料の24年度の金額との大きな差なぜかの問いに対し、25年度は大きな制度改正がなかったためとの答弁でありました。システム改修委託料が予算額に対しての執行額が少なく、不用額になる前に補正で削減すべきだとの問いに対し、システム改修は予算がつかないので、補正●でも減額ができなかったという答弁をいただきました。

以上のような質疑が出され、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として、田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査いたしました。介護事業勘定歳入では、保険料の調定額5億9,340万288円に対し、収入済み額5億7,879万4,770円、不納欠損額44万9,120円、収入未済額1,415万6,398円、歳出では保険給付費23億2,495万1,747円、地域支援事業3,393万5,058円等であり、保険給付費の事業の実績では、居宅サービス給付費が2万5,935件に対し、約12億3,200万円の給付、施設サービス給付費が2,152件に対し、5億3,300万円の給付があり、各給付事業内容も詳細に説明を受けました。介護サービス勘定では、歳入、サービス収入が2,075万8,760円に対し、歳出の事業費1,851万4,304円と説明がされました。実質収支額では、保険勘定が、歳入総額25億2,372万8,000円に対し、歳出総額24億1,106万8,000円、実質収支額1億1,266万円となり、サービス勘定では、歳入総額2,594万1,000円に対し、歳出総額1,851万1,000円、実質収支額743万円となると説明を受けました。

主な質疑は、年々認定者もふえているが、本町の今後の見通しはどうかの問いに対し、今後6期の介護保険計画が組まれるが、団塊の世代が75歳を迎える2025年がピークと考えるとの答弁でした。生活保護者の保険料はどうなってるかの問いに対し、生活保護者も保険料は発生するが、本人からの徴収ではなく、福祉事務所からの納付となっているとの答弁でした。利用料も同じ仕組みかの問いに対し、同じ仕組みとなっているとの答弁でした。調整交付金は使途を特定していない交付金と考えていいのかの問いに対し、介護保険の給付に対する交付金となっているとの答弁でした。24年度は財政安定化基金があったが、25年度がないのはなぜかの問いに対し、第5期の介護保険給付費の抑制のために給付されたもので、最終年度にはなくなったとの答弁でありました。次期計画に給付されるのかの問いに対しては、未定となっているとの答弁でした。意見書作成手数料の在宅と施設介護の申請はどのような仕組みになってるかの問いに対し、在宅の場合と施設に入っている場合、現状にある状態で申請するとの答弁でありました。意見書を作成する医師は認定審査会の医師かの問いに対し、それぞれ別の医師が行ってるとの答弁でありました。保険給付の居宅、施設予防事業の内訳の説明を求め、各給付金の件数及び予防事業の内訳の説明を受けました。また、二次予防事業の対象者はどれくらいかの問いに対し、各中学校区にチェックシートを配布し、調査している。25年度は高田中学校区1,441名に配布し、チェックシートをチェックしてもらった。予防事業の効果はどうかの問いに対し、介護にならない測定は難しい。調査の中で必要な人には訪問し、対応している。効果を数値であらわすのは難しいとの答弁でありました。サービス事業でケアプランの作成収入が収入金額と説明された件数との金額が合わないように思えるのはなぜかの問いに対し、最初に説明した件数4,889件が4,899、失礼しました、4,898件の誤りであり、それに見合う件数が収

入に合ってるという答弁をいただきました。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

議 長 (山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第56号についての質疑はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

議案56号、57号、58号に全部関連するんですけども、この条例は、平成27年の子ども・子育て支援新制度に向けて条例を作成されたものと理解するんですが、この条例によって、この子ども・子育て支援で新しく期待できるというのをどのように理解されたのか、教えてください。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員に申し上げます。委員長報告に対してですね、その、どういう質疑をしたかの報告でありまして、その内容については今報告のとおりでありますので、その質疑には適当でないというふうに判断いたします。

答弁しますか。

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

今の質疑は、申し合わせにより、委員長報告については、紳士協定でこの場でしないとなっております。ですから、議長が饗庭議員に申し上げたんだと。それに対して、委員長も答えようとしては、だめだと思います。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩●●時●●分～●●時●●分)

議 長 (山口経正議員)

会議を再開します。

先ほど私、述べたとおりであります。

そしたら、次に、ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第70号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第56号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。先ほどの委員長報告では、全会一致で採択されたと報告しましたが、委員会では委員長の採決が行われず、加われないため、この場におきまして、反対討論を行うものであります。

議案第56号の長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、反対の立場で討論いたします。

この制度は、消費税の10%を前提に来年4月から新制度を本格的に実施するとし、多くの保護者や保育関係者の不安や懸念の声をよそに実施の準備を進めてきています。新制度の実施主体は市町村ですが、新制度を実施するためには関係条例を急いで整理し、さまざまな準備の手続を開始しなければなりません。しかし、市町村に準備を急がせる政府自体が、今後のスケジュールどおりに作業がされていないことも実態で、事実保育の公定価格は仮単価でしか決められておらず、依然として不透明なところが多く残されていることが問題です。

さらには、新制度の財源確保も依然として不透明です。町が認可する認定幼保こども園は、特定地域型保育事業、これまでの保育施設の運営費補助が基本的になくなることは理解できません。これまで町の責任で保育事業を実施し、保育料として保育所が預かり、町に納付するという仕組みをとってきました。新制度では、施設への補助金が利用者への補助金に変わり、施設などを利用した保護者個人に支払える現金給付の仕組みに変更します。このような利用者補助金を給付といいます。保護者は保護者負担分、つまり保育料とあわせて施設に利用料を支払うことになっていますが、実際は利用者補助金を施設が保護者に代わって代理受領する複雑な仕組みに変わります。

現行制度では、保育所を運営するため、経費が委託費として保育所に支払われ、保育以外に使うことはできません。しかし、新制度の給付は、保護者への補助という性格のため、保育所への運営を維持するための費用という性格が弱まり、利用料の一部として施設に渡るため、使い道に制限をかけることが非常に困難になります。保育以外の目的に補助金が流用されると人件費や保育にかかる費用が削られ、保育士、職員の処遇悪化など、保育の質の低下につながる危険性もあります。このように、利用者と保育事業者との直接契約を起点にする現金給付の仕組みに変更するため、市町村は保育の契約に

介入することができなくなり、保育事業者への市町村の責任が後退していくようなことは問題です。ただし、児童福祉法第24条1項の削減の復活で、当面の間は保育所においても市町村の保育実施責任や保育料の徴収に関しては、これまで同様と実施されることになってます。まさに新制度は介護保険制度をモデルにしており、保護者が利用手続、つまり入所の申請をする際に、保育の必要性、必要量の認定を受ける新たな仕組みが導入されます。保護者が市町村に保育の認定を申請を行うと、市町村が認定し、認定証を交付されます。その後、保護者は保育所の入所手続、保育施設や事業の利用手続を行うこととなりますが、保育が必要かどうか、受けられる保育時間は何時間か、保護者の就労状況に基づき認定されます。必要量の認定は現時点では短時間を8時間とし、長時間を12時間と、2つの区分にしています。しかし、認定は、保護者の就労状況が基本となるため、これまでよりも保育時間が短くされたり、障害を持つ子供が認定されないなどの問題が起こる可能性が含まれています。利用時間が区分されると、子供の登降園時間にばらばらとなり、保育は細切れになり、集団保育が成り立たなくなる状況も生まれます。また、施設が受け取る補助額は保育時間に左右されるため、経営は不安定となり、人件費が削られ、正職員の数が減らされるなど、まさに保育の質の低下するおそれがあり、本条例案については、反対の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番

(川井哲雄議員)

8番。私は議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

議案第56号は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度が平成27年4月から始まることに伴う条例であります。目的を質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供としています。条例は、委員長報告にもありましたように、第1章の総則、第2章の特定教育、保育施設の運営に関する基準、第3章の特定地域型保育事業の運営に関する基準と附則から成り、条文は国の定めとする基準と参酌において、内部で十分に検討を行い、作成されたと判断できます。この条例は、待機児童の解消、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及など、町民の子育て支援に役立つことが期待できると判断いたしましたので、賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は本議案に対しまして、賛成の立場で討論します。

子ども・子育て支援法は、平成24年8月、第183回通常国会にて可決

され、今回平成27年の4月の施行を予定してる条例でございます。子育てに関する新しい法律であります。この法律は、現在大きな社会問題となっている少子高齢化問題を解消する手段の一つとして制定されたものとなっております。少子高齢化の原因については、さまざまな観点がありますが、大きな原因の一つとして、出生率の低下が上げられています。そのため、出生率低下に歯どめをかけるべく、子供を産み、育てやすい社会の創設を目指して制定されたものと理解します。目的として、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、そして地域の子ども・子育て支援の充実が上げられています。ただ、従来の幼稚園、認可保育所は本条例の制度のもとにどれだけ参加するのか、また、給付として、施設や保育士、職員の配置への財源措置は消費税率引き上げ10%による増収分のうち、全国市町村に約7,000億が充てられると説明がありましたが、消費税10%アップを交換条件のような印象を受け、いささか懸念も残ります。しかし、待機児童の解消と安心して子供を預けられる施設、事業所の運営基準の設定の条例と判断し、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

少子化対策、待機児童解消策、女性が安心して働ける環境づくりであると理解します。速やかに長与町に制度を定着させるべきと思います。内容には不明確な点もありますが、今後長与町の現状に合わせて修正していけば問題はないと思います。ところで、この制度は、消費税を財源にしています。保育サービスの提供と消費税率の引き上げを交換条件にしていることには注意したいと思います。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。引き続きまして本議案も委員会の中で採決権に加われないので、本会議において討論を行います。

議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対の討論を行います。

反対の趣旨は、先ほどの56号と多少似通っておりますが、まず、財源については、消費税10%を前提にしていることが大きな要因であります。また、57号の細部にわたっては小規模保育のB型、C型、家庭的保育などは、事業者の保育士資格を求めないことが国基準に盛り込まれており、その結果、施設型と地域型の保育内容に格差が持ち込まれることになると考えます。また、そのことが民間企業にとって事業に参入しやすくなり、保育事業がもうけの対象となることが問題です。そもそも今回のこの57号、新しい制度の狙いは、大都市における待機児童を解消するための制度改正で、本町のような状況では、この新たに保育士の資格を求めない保育者を保育事業とする小規模型、家庭的保育型事業の実施は、条例化する必要がないと考えます。

全国で子供の事故や事件が起きているのは、保育資格を持たない事業者の保育で起きているのが現状であります。また、給食は自園調理が原則ですが、特に3歳未満の免疫力の弱い乳幼児期の調理を連携施設などからの搬入も認められてることや、調理の場所も調理室ではなく、調理設備とされており、調理員も委託や連携施設などから搬入する場合は、必要でなくなる。最も安心で安全な自園調理の給食が今求められているのに、条例で外部委託を、搬入を認めるようなことはすべきではないと考えます。保育施設の安全性なども事業者任せとなり、それでも預け先がなければ、保護者は不安を抱えながら預けなければならなくなります。命を大事にする事業だからこそ、長い間、資格を取得するのに努力し、施設においても基準を満たさなければ事業の認可が受けられない環境だったのを、条例では不明確な状態に落ち込み、単に企業の参入をしやすい環境をつくったようにすぎません。

以上の内容から反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

8番。私は議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論を行います。

議案第57号は、児童福祉法第34条の16第1項の規定の改正に伴う条例であり、目的を保育の量的拡大、確保、教育、保育の質的改善としています。条例は第1章の総則、第2章の家庭的保育事業、第3章の小規模保育事業、第4章の居宅訪問型保育事業、第5章の事業所内保育事業と附則から成

り、条文を国の定めとする基準と参酌において内部で十分に検討を行い、作成されたと考えます。この条例が将来的には町の子育て支援に十分な効果ができると判断しましたので、賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

賛成の趣旨は、議案第56号と同じです。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

議案第57号に賛成の立場で討論します。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、これは文書を横から引用してきましたが、ちょっとわかりにくいですが、の施行により、児童福祉法が改正されました。従来の認可保育所における保育事業に加え、町長の認可を受けた事業所が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業を実施することができるとされ、また、同法において、町は、当該認可にかかる基準を条例で定めなければならないとされました。これに伴い、当該基準について、定める条例を制定するものであります。多様な保育を財政支援の対象とする本条例の制定に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号の討論行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

私は議案第58号、長与町放課後児童健全教育育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に賛成の立場で討論します。

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業終了後に児童厚生施設などの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。これは児童福祉法第6条3の2となっております。現在、本町の児童クラブは7カ所で、1年生から6年生まで、5月1日現在438名の児童が利用しております。場所は児童館を間借りしたり、空き教室やプレハブを利用したり、また民間の空き室を利用しており、場所によっては児童1人当たりの専有面積が1平方メートルしかないところもあります。今回の条例では、放課後児童支援員の資格、児童の数によって配置する人数を規定しています。また設備の基準、専用区画の面積を児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとして規定しております。本条例のもと、本町の児童クラブが改善されていくことを願って、賛成討論いたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。私も本議案には賛成の立場で討論いたします。

先ほど56号、57号については、消費税の10%財源が前提される、その旨で反対討論行いました。当然、この58号にもその財源が見込まれている状況であります。しかしながら、これまで自治体独自に、この学童保育には基準がなかったことで、今回改めて基準が設けられました。これにより、学童保育の保護者や関係者も現状の課題を解決する糸口が見えてきたのではないかと思います。財源については、私は、これが消費税10%ならずして地方自治体、町の独自財源でこの施設の基準並びに運営等に対する費用は十分可能だと考え、この条例がさらに関係者の意見を反映し、充実していくことを期待し、賛成討論とします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

8番。私は議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論行います。

議案第58号は、児童福祉法第34条の8の2が追加された●の条例であり、目的を地域の子ども・子育ての支援の充実としています。条例は趣旨の第1条から、事故発生時の対応の第21条までと附則から成り、条文を国の定めとする基準と参酌において、内部で十分に検討を行い、作成されたと判断できます。この条例において、学童保育の運営に各法人が加入され、現在課題となってる問題点の解決や要望に沿った形で子育て支援が行われることが期待できると判断しましたので、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

賛成の趣旨は、議案第56号の討論と同じです。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

反対の主な理由は、ごみ袋の値上げによるものです。今回小袋の作成に伴い、これまでの小が中となり、10円が12円なることで、改正の提案理由の説明では、ごみの減量化を図る目的で、今回の条例を提案したということでありました。現状がごみの減量化に進んでいないかといえば、毎年住民の協力でごみは減量化に向かっているとの説明でありました。12円なることで、どれほどの減量化が進むのかの問いに対し、持ち合わせていないという答弁でありました。それでは全体的な袋の料金をなぜ引き上げしなかったのかの問いに対しては、減量化に協力してもらってる、住民の皆さんから協

力してもらってる、また、資源回収にも協力してもらってるので、値上げしなかったという答弁ありました。それならば、10円に据え置き、これまでどおりごみの減量化に協力する住民サービスとして負担増を押しつけない姿勢をとるべきではなかったかと私は思います。

以上のことから、今回の袋の値上げについては、承服できないので、本条例案に反対します。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

今回のこの条例、ただいま反対討論中で、ごみ袋の件が出ましたけれども、このごみ袋の考え方についてはですね、行政のほうから、これまで小と言われとった30リットルを今回中に上げ、中として、さらに小さい20リットルの小袋をつくるということでございました。この考えはですね、非常に小さい小袋の要望があったと、さらに今の、今までの小さい30リットルよりも小さいものの要求があったということで、新たに設けられたと思います。私も現在、ごみ袋を使うときはですね、通常、これまでの小、今後は中と言われる袋を、ほとんど使っておりますけれども、これでも確かにですね、大き過ぎると思っております。これはですね、これにさらに今度は2円安い、20リットルの8円ができるということであれば、私の家では、大きいやつとこの小さいやつを主に使うだろうと思います。それとごみはですね、捨て方によっても体積は大きく変わります。例えば草とか木の葉とか、そういうものは二、三日も干せば3分の1ぐらいになります。重みも、そして生ごみも、水切りをよくすれば重量も大幅に下がります。これまで長崎市に、今燃えるごみは出しておりますけれども、これは重量で値段は決まってるわけですね。これも少しでも生ごみを軽くすれば安い委託料で済むわけです。

ごみの減量化はこういうことで、今まで中を使って、小を使っていた人ですね、これ中と今から言いますが、これは小にかなり移行すると思います。現在、この今までの小と言われたやつはですね、枚数で127万2,790枚、平成25年度は使われとったそうです。ちなみに、大は159万1,670枚使われております。ですから、今後これが、これまでの小がさらに小さい20リットルに変わりますと、これはですね、恐らく半分以上がこの8円のほうに移行するだろうと思います。そういうことですね、行政側が言うごみの減量化、そういうものにもですね、大きく作用していくものと判断し、この議案に対しては賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

私は議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改

正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

今回の条例の改正の主なものは、1つ目には、第8条関係で、「し尿浄化槽」を「浄化槽」に改め、同条第1号中、一般廃棄物処理許可手数料の次に「新規・更新」を加え、1,000円を5,000円に改め、同条第2号中、200円を1,000円に改め、同条第4号中、「し尿浄化槽」を「浄化槽」に、200円を1,000円に改め、同条第3号中、「し尿浄化槽清掃手数料及び」を「浄化槽清掃手数料（新規・更新）」に、1,000円を5,000円に改めるものでございます。これらそれぞれの改正金額につきましては、近隣の状況等の資料が提出され、余り相違しない状況から適正な改正であると判断をされました。2つ目には、9条第1項第1号中、1号アの改正でございます。これは町民の各世帯にかかる改正でございます。1つには、町指定ごみ袋の種類を現在までは大と中の2種類であったものを3種類にし、2つには、1袋の単価の改正で、1袋当たりの単価の改正であります。大の45リッターをそのまま据え置き、現在の小の30リッター、1袋10円を12円にし、新たに小の20リットルを1袋8円とするものであります。種々のキロの中で、12円、8円の根拠が不明であり、再度説明を求めた結果、説明がございまして、それは算出根拠として、1つには、大の45リットルの1枚17円を基準に1リットル当たり、リットルですね、当たりから割り出し、容量に応じて単価計算を出したとのことでございます。これで計算すると、17円を47リットルで割りますと、0.377円となるわけです。これが基準になります。

2つ目には、この考え方から、中、30リットル12円を計算しますと、0.377に30リットルを掛けますと11.31円でございます。これを切り上げて12円としたということでございます。

3点目には、小の20リットルの8円を計算しますと、0.377に20リットルを掛けますと7.54円。これを切り上げて8円ということで説明がございました。このようにこうなるわけです。

この単価で私なりに勝手に計算をしてみましたのでありますが、例えば今日まで、大を5枚使用したとしますと、17円ですから85円でございます。小5枚を使用した場合、10円ですから50円。合わせまして135円でございます。これが、小が今度是可以するわけですから、これを大を4枚従来どおり使ったとして68円、17円のですね。4枚利用して68円。それで中を例えば2枚したとしますと、12円の2枚ですから24円。それから小を4枚使った場合は、8円の4枚ですから32円。合わせまして124円となるわけでございます。

これは私の勝手な判断でございますけれども、要は、枚数はこの10枚という変わらない形で計算を仮定としてしてみました。この例でいきますと、ほとんど影響はないのではないかというふうに思うわけです。要は、2種類が3種類となることにより、選択幅が広がったということになり、町民にとってはよいことであろうというふうに私は判断をいたしました。また、町民の皆さん方がこの3種類によって創意工夫が出てくるものであろうというふ

うに思います。

以上のことから、本条例の改正、またここは十分理解をして賛成をするものであり、賛成討論といたします。

以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

反対の立場で討論いたします。

まず、来年から時津町と共同処理をいたしますけれども、時津町とこの関係の条例とすり合わせがなされたのかと。すなわち、手数料については、共同処理をするわけですから同じ料金にすべきじゃないんかというのが、まず1点であります。

それと、減量化に住民が協力しているので、この値段にしたと、料金にしたということですが、そういう協力代金についてはですよ、資源化物の売り払い収入なので、自治会に拠出してるといふふうに私は思います。

それで、あとごみ袋は全国平均で多分35円から40円ぐらいだと思うんですね、大のほうで。そういう説明を以前から受けておまして、前部長の説明では、次の改定時によく検討するという本会議上での答弁も受けておりますが、この点が全く反映されていないと。減量化に協力されているからということで、もう今の基準にしてお茶を濁したというふうにしか私は思いません。

それと、もう一つは、コスト面ですよ。ごみ袋の作成料。福祉施設で、関係でつくっておりますので、多分一般でつくるよりも高くなっていると思います。それはそれである程度仕方がないのかなというのと、じゃあ、逆にごみ袋の売った収入、それと運搬収入、処理料を考えたら、受益者負担として、私はほかの委員とは違いますが、値上げをすべきであると考えております。

その拠点回収をステーションに戻せという御意見はよく聞くんですが、ごみ袋代については聞いたことがありません。ですから、そういう意味でも少しぐらい値上げしてもいいんじゃないかという考えから、この議案には反対いたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

私は議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

主な改正内容は、一般廃棄物処理業許可手数料と町指定のごみ袋の種類及び単価であります。

まず、許可手数料については、実費相当額に改正するとの提案であります

が、近隣自治体と比較しても遜色ない改正であり、問題ないと思われま

次に、町指定のごみ袋の種類については、現行の大と小の2種類を大中小の3種類にするとの改正であります。これは町民の選択肢がふえ、利便性が図られることから、ぜひ実施していただきたいと思

また、これに伴い、価格も大の価格を現行の価格に据え置いて、これを前提に中と小の価格を容量で算出し、改正したとの提案を受けましたが、特に本町の価格は全国レベルで見た場合、低廉な価格となっております。したがって、これは非常に合理的な提案であり、妥当な価格と判断いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で15時30分まで休憩します。

(休憩15時18分～15時30分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第64号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第65号、平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番（河野龍二議員）

本議案も委員長として採決に加われないことから、先ほどは全会一致という説明をいたしました。私はこの場におきまして反対討論を述べさせていただきます。

議案第69号について、反対の討論を行います。

国民健康保険事業は、日本が誇る国民皆保険の事業の根幹でなくてはならない制度であります。この制度があるために安心して病院に行くことができます。当然、制度の安定に国や県は十分な支援をその自治体にしなければなりません。ところが、国は約48%あった負担金を減らし、その分が加入者の負担増として重くのしかかっています。25年度の決算状況では、24年度に国税の引き上げが行われ、その反動からか、前年よりも多くの未収金を計上する結果となっています。ここには、今の加入者の経済状況を示しているのではないのでしょうか。

私は国民健康保険税の納入は当然の義務だと思います。また収納率を上げることも必要だと考えます。ただ、加入者に対し、今の国民健康保険税が妥当かと考えると、やはり限度を超えた以上の国民健康保険税が課せられていると思わざるを得ません。それがこの2億円を超える未収金にあらわれているのではないのでしょうか。

本町の国民健康保険税は、県下でも低いほうにあることは評価したいと思います。しかし、監査委員の報告にもあった一般財源を一時的に流用する行為が頻繁に行われていることは、それだけ本会計の厳しさを物語っています。

抜本的な対策が必要です。それは、まず国の負担をもとに戻してもらうことです。しかし、すぐには望めない状況ですから、私は一般会計からの繰り入れを検討することが第一義的だと思います。方法は、ほかの自治体を見れ

ば、単に法定外繰り入れという名称を使うのではなく、余剰金の活用、そうしたことでできるはずです。このままでは、次年度に税の引き上げが検討されます。何度も言いますが、既に参加者の負担は限界にあると思います。

今回の決算を見て、特定健診の受診率の推進など、予防医療に一定の努力がうかがえる決算ですが、加入者の多くからは、税が高過ぎる、払えないなどの声が多く聞かれます。加入者に厳しいこの国民健康保険の状況を考えると賛成できる状況にないことから、本決算の承認に対し、反対の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

9 番、森 謙二議員。

9 番 (森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

制度に従い、適切にお金が配分され、執行されたことを確認しました。

ところで、歳出の第2款に保険給付費がありますが、この第2款は、医療機関の請求に対して国民健康保険団体連合会が医療費を支出しているものですが、書類上では、町が直接医療機関に支出していると誤解を招きますので、検討をお願いします。

以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8 番、川井哲雄議員。

8 番 (川井哲雄議員)

私は、議案第69号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

歳入歳出差し引き残額において2億515万6,763円となる黒字の事業であり、そのうち財政調整基金条例第2条に基づき1,030万円を基金へ繰り入れています。歳出では、歳入見込み額を十分に検討されたことにより、補正予算を組むことなく事業が運営されたと判断できました。特定健康診査、特定保健事業の受診率では、実績的に上がっていることなど、主要な施策の成果に関しても報告を受けています。

以上の件により、議案第69号に賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第69号、平成25年度長与町国民健康保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

本議案についても、委員会での委員長の裁決権がありませんでしたので、この場におきまして反対討論をさせていただきます。

議案第70号についての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、その開始時期から非常に問題の多い制度であったことは皆さんが御承知のことだと思います。それは、高齢者を別枠にして差別的な医療制度だからの問題です。

施行前から政府においては修正を繰り返しながら行われてきました。これは、この制度に批判が多かったことを証明するものだと思います。

また、暫定的だった保険料の軽減策、9割減免などもいまだやめることができず、批判をかわすのに必死の状況が見られ、廃止を望む声はいまだにあります。私たちも再三、廃止すべきだとして指摘してまいりました。

また、今回の決算を見ると、少額ではありますが、保険料を滞納された高齢者の方がいらっしゃいます。余生を安心して暮らしていこうとするはずなのに、こうした別枠の保険制度に組み込まれ、また保険料を滞納するなど、本当にこうした方々の救済策にはなっておりません。

私は、やはりこの高齢者を冷たく扱う制度は、即刻廃止すべき、その立場から、今決算については反対するものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

私は議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

長与町の平成25年度の後期高齢者の被保険者は4,162人で、前年度の4,041人から121人増加している状況にあります。

長与町後期高齢者医療特別会計の状況は、歳入総額3億9,423万3,217円に対し、歳出総額3億9,222万3,490円で、差し引き200万9,727円の黒字決算となっております。このように平成25年度は適切な制度運営に努められており、特に問題ないと判断しております。

今後も医療費はますます増大することが予想されますが、引き続き町として高齢者の不安解消に向けて責任を十分に果たし、長与町のさらなる適正な事務執行をお願いしたいと思います。

また、この後期高齢者医療制度につきましては、今、同僚議員から意見ありましたけれども、この制度自体の改革につきましては、昨年、社会保障制度改革国民会議において検討されてきており、昨年の8月に政府へ報告書が提出されております。この報告書によりますと、後期高齢者医療制度につきましては、導入から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられ、現行制度を基本としながら必要な改善を講じることが適当である旨、報告されております。

今後、この報告書の方針に基づき、政府のほうで実施されますが、低所得者に対する保険料軽減措置のさらなる配慮など、よりよい制度になることを期待して、私の賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

制度に従い、適切にお金が配分され、執行されたことを確認しました。

以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

本議案についても、委員会での委員長は裁決権に加わることができず、本会議におきまして反対討論をさせていただきます。

議案第71号についての反対討論を行います。

介護保険制度は、開始からその後、介護保険利用者はふえ続けています。しかし、家族の介護を理由に仕事をやめざるを得ない介護退職者も多く、老老介護など、介護にまつわる痛ましい事件も後を絶えません。行き場のない介護難民も生まれ、介護の社会化、家族が支える介護から社会が支える介護へ、利用者本位という当初のスローガンは風前のともしびとなっており、介護の危機というべき状態にあります。

また、介護の現場では、依然として介護労働者の離職が多く、事業所の存続を脅かし、利用者の困難を生み出しています。介護労働者が生活設計が描けるような賃金の水準にするために、介護報酬本体の適正な引き上げを行うと同時に、介護保険料にはね返らない仕組みを、制度の改善が必要です。

介護保険制度はこの間、訪問介護などの生活援助の見直しによって時間区分が再編され、介護報酬の引き下げにより生活後退が生じるなど、利用者、家族の生活に重大な影響をもたらしています。時間短縮によって時間が足りず、掃除のし残しがある、調理の時間がなくなった、利用者との会話する時間がない、体調の変化に気づきにくいなど、深刻な被害が広がるなど、丁寧な介護が行われにくくなっています。

こうした状態の改善を求めるためにも、介護報酬をもとに戻すよう、国に求める必要が私はあると思います。

さらに今、政府が進めています介護保険の解約は、要支援1、2は介護給付の対象から外す、特別養護老人ホームの入居者は要介護3以上に限る、所得によっては介護保険の利用料を2倍に引き上げるなど、低所得者でも預貯金や不動産があれば、施設の居住費、食費を補助しないなどの大改悪です。これらを見ても、介護保険制度が本当に必要な人に対しての制度ではなく、負担ばかりがふえ、介護受けようにも受けられない仕組みに変貌しています。

現行の制度では、この住民の不安は解消されないことから、本決算の反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番

(川井哲雄議員)

私は、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

保険事業勘定、介護サービス事業勘定の説明において、保険事業勘定では、歳入歳出差し引き残額が1億1,266万95円となり、26年度への繰越額も同額となる事業でした。歳出では、長与町ケア連絡会補助金についての問題について、質問等もありましたが、適正な運営がされていると判断できました。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出差し引き残額が743万973円となり、これも26年度の繰越額と同額となる事業でした。歳出では、特に問題点もなく、適正に運営されたと判断できましたので、議案第71号

に賛成といたします。

議長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)
賛成の立場から討論します。
賛成の趣旨は、議案第69号の討論と同じであります、一言繰り返します。
制度に従い、適切にお金が配分され、執行されたことを確認しました。
以上です。

議長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第13、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は原案のとおり認定されました。
日程第14、議案第61号、町道路線の認定について、日程第15、議案第66号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、議案第73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第18、議案第74号、平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
建設産業常任委員長。

建設産業常任委員長 (山口憲一郎議員)
それでは、報告をいたします。
去る9月8日、本会議におきまして、建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。
議案第61号、町道路線の認定につきましては、9月9日午前9時30分より、委員全員出席のもと、説明員として浦川建設部長、森管理課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会後すぐに現地調査を実施し、調査終了後、

質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定は、高田南土地区画整理事業地内、区画道路63号線、計画延長288.9メートル、計画幅員6から7.7メートル、同じく65号線、計画延長87.9メートル、計画幅員6から10.2メートル、83号線、計画延長31.4メートル、計画幅員6から10.2メートル、特殊道路109号線、計画延長62.3メートル、計画幅員2から3.6メートル、同じく特殊道路124号線、計画延長36.3メートル、計画幅員3メートル、以上5路線、町道となる予定との説明があり、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、供用開始前に工事完了の認定、確認はどうしているのか、認定基準で道路路線番号1147、1148は4メートル未満で認定基準に合致しないのではないか、さらに町道認定基準要綱に全て合致することになっているが、基準に当てはまらないのではないか、特殊道路（歩行者専用道路）など、わかりやすくすべきではないかなど、質疑がありました。

回答として、工事完了の認定については、高田南の工事写真により確認、及び現地確認を行う。路線番号1147、1148につきましては、道路法により、特殊道路（歩行者専用道路）として位置づけるとの答弁がありました。さらに、基準の該当などについては、道路管理者が管理する道路として位置づけている。また、議案審査については、わかりやすい図面を今後準備するとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案66号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として浦川建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求めて質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,270万6,000円を追加し、補正後の総額を10億4,247万1,000円とするもので、高田南土地区画整理事業における県への委託金を増額する必要となったことによるものとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、三千隠線及び道の尾駅付近の管布設はどれくらいの距離かとの質疑に対しては、三千隠線付近が上水道230メートルで、道の尾駅付近が上水道約120メートル、下水道約160メートルを予定しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として浦川建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会后、すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定は、歳入合計は、調定額9億9,735万6,968円に対して、収入済み額8億7,322万6,968円、収入未済額は1億2,413万で、

収入未済額は前年度比17.7%の減となっている。また、歳出合計は、予算現額の9億9,735万6,000円に対し、支出済み額は8億6,852万311円となり、翌年度繰越額1億2,413万で、不用額は470万5,689円である。なお、支出済み額は、前年度比13.6%の減となっているとの説明があり、その後、質疑をいたしました。審査の過程で、図面での説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、昨年の委員会でも補助金がつきにくいとの話でありましたが、完成年度について見直しをされたのかとの質疑に対しては、現在、高田事業所のほうで計画の見直し作業を行っている。現在は平成29年までとなっているが、現状では平成29年度には難しい状況になっているので、平成32年までの事業計画の延長を計画している。進捗として、国費のつき方は厳しいが、平成32年度までに終わらせたいと考えているとの答弁でした。

また、地元で、いつ終わるのかわからない状況で将来の計画が立たないとの意見がある。一定の理解はするが、視点を変えて一気に土工事をやもらいたい、見解はとの質疑に対しては、民間の造成費用は格段に安くなるが、公共事業には制約がある。民間がやるように大型重機を入れて一気にやれないか検討している。実施した場合、期間がどれくらい短縮できるか、事業費が幾ら削減できるかなどはわからないが、実施できないか、現在検討しているとの答弁でした。

そのほか、地域開発事業債の償還金は基本的には保留地処分金から支払うのか、一般会計から補填はないのかとの質疑に対しては、現段階では、保留地処分金で償還する予定ですとの答弁でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきましては、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求めて質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億3,878万5,000円を積み立てる予定である。また、今回の認定については収益的収入及び支出の支出の部で5億3,737万4,567円、資本的収入及び支出の支出の部で6億1,199万8,754円の決算額となっているとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、南部広域水道に係る負担金を約253万円、支払いが継続的に支払うことになっているがとの質問に対しては、現在、解散に向けての審議中ですので、来年度どのような事務が残り、それに伴う負担金が幾らかを公表できる状況ではない。12月議会での上程を目標に協議を重ねるとの答弁でした。

また、給水人口減少しているにもかかわらず、戸数は増加しているのはなぜかとの質疑に対しては、給水人口及び戸数は住民基本台帳における動態と同じく、単身世帯化、高齢化の影響により戸数は増加傾向、人口は減少傾向

となっているとの答弁でした。

そのほかにも、漏水に伴う修繕費の推移予測を説明をとの質疑に対しては、平成25年度は漏水探査業務委託における発見件数は83件であり、ここ数年間80件程度で推移している。よって、短期的には横ばい推移することを予測している。ただ、管の耐震化を順次進めているので、漏水探査業務と耐震化の効果が徐々に発揮されるものと考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、剰余金の処分については、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、決算認定につきましても、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案74号、平成25年度下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきましても、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求めて質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

剰余金の処分につきましても、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に2億3,819万4,805円を積み立てる予定である。また、今回の認定につきましても、収益的収入及び支出の支出の部で6億3,712万6,988円、資本的収入及び支出の支出の部では4億2,566万2,395円の決算額となっているとの説明があり、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、処理場費の委託について、長年同じ業者に委託していることについて改善をお願いしていたが、どのようになっているのか、いつまでにできるのかとの質疑に対しては、処理場の管理マニュアルを作成し、検討するとしていたが、研究させていただいた結果、マニュアル等がなくても入札を行えるということがわかり、包括的民間委託など、人件費以外の費用も含めたところでの委託方法やスケジュール、契約方法等も研究させていただいて、次のステップに進めていきたいと考えているとの答弁でした。

また、平成25年度の工事の説明で、ニュータウンのマンホールふたの改築が、あと40件ということだったが、地域的にニュータウンの後の予定があるのかとの質疑に対しては、ニュータウンについては今年度を含めて430カ所を国と協議して進めており、今後はニュータウンと同じ時期にできた青葉台団地140カ所について、事業開始の許可をもらえるよう準備をしている。その他の地区についてもふたのタイプ等が違うので、事業化のため、調査の前段階になっているとの答弁でした。

そのほか、決算審議の意見書に毎年、不明水対策が指摘されているが、町でやっている事業はどのようなことを行っているのかとの質疑に対しては、不明水調査としては、管のカメラ調査、老朽化した管から地下水の浸入の調査、住宅における誤接続調査を引き続き行っている。また、調査した後は、改善等の指導を行っているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、剰余金処分については、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、決算認定につきましても、全会一致で認定すべきものと決しました。

議 長

以上、報告を終わります。

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

私は、議案第61号に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回の町道認定は、昭和58年度より事業を行っている高田南土地区画整理事業地内、5本の町道です。土地区画整理事業とは、ごく簡単に言えば、形の悪い土地の形をよくして道路の位置、形状を整備し、土地の経済的価値を高めていく事業です。形をよくするために道路を整備したり、土地区画の造成工事が必要になってきます。曲がりくねった道路やすれ違いができなかった道路は、安全で快適な道路に生まれ変わります。

地域の生活道路を道路法のもと、将来を担保され、町が適正に管理することも、地域にとって良好な環境になるといえます。

よって、区画整理事業を完成させるためにも必要な道路であり、今後の早期終了に向け、期待するものであります。

しかし、5本の道路のうち、路線名、高田南109号線、124号線に関しては、長与町町道認定基準要綱第6条に該当していないという点で、道路法48の3にのっとり、認定提案をしたものという答弁がありましたが、第6条は、1から5までの各号の全てに該当するものでなければならないとうたってあります。要綱にそぐわない部分に関しましては、道路法に沿っているということを議案に明記すべきであると思えます。

また、現在、事業が継続していることを考えても、あらゆる状況を考慮し、要綱の見直しをすべき時期に来ているのではないかとも思えます。

もう1点、現在、配付される資料には、町道認定基準が一致しているとの点が図面上はつきりしないため、議案審議の段階でのわかりやすい資料提供を要望することなどを含め、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第14、議案第61号、町道路線の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第66号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第15、議案第66号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第72号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)
私は、議案第72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。
平成25年度決算時の事業費ベースの進捗率が88.2%と説明があり、数字を見ると9割近くに達し、工事完成か近いように感じます。しかし、なぜ多くの未整備箇所が残されているのに高い進捗率になるのか、長年疑問を抱いておりました。数年前、同僚議員の一般質問により、当時の建設部長から、事業費ベース以外に各工事ごとの進捗率というものが存在することが明らかになりました。この工事ごとベースで進捗率を出しますと、この平成25年度決算で街路については64%、区画道路42%、公園緑地で41%等々、まだまだ工事が残されている実態、そして今後も財政支出が続くことが判明をいたしております。

議会での予算や決算の討論では、事業推進に賛成の議員からも早期に完成させるよう意見が付されていますが、事業は早まるどころか、おくれる一方であります。工事の完成予想年度は、これまで説明してきた平成29年度から32年度に延長、見直しをせざるを得ない状況となっています。

この完成予定も、国の補助や町の財政の動向次第では、さらに変更、延長される可能性があります。これらは関係する住民の立場から見ると、この事業への批判や不満がさらに増幅されることを意味します。

担当所管は、こうした事態を早く解消すべく努力をしているということは理解をいたしておりますが、こうした関係住民を代弁する立場の声が議会で全く出ないということはあってはなりません。

この事業のこうした構造的な問題をこの議会の中で指摘をし、そして関係住民に成りかわってこの決算に反対をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

議案第72号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本町における土地区画整理事業も昭和58年に事業が始まり、約30年という長期間にわたる事業になりました。その間、住民の利便性、良好な市街地形成を図るため、土地計画、道路築造など、土地基盤整備の支援を行い、将来の長与町づくりに寄与しているものと考えます。

景気後退が続き、内需、外需とも厳しい経済状況下の財政環境の中にあつて、限られた財源を最大限に活用し、全般にわたりバランスのとれた運営については評価できるものと思います。しかし、事業費ベースは88.5%ではありますが、工事ベースで街路64.8%、区画道路42.5%、宅地造成53.9%など、事業費、工事ベースの乖離が大きいとも考えます。

29年度完成予定が32年度に事業延長ということで、国に申請中ということではありますが、その後のおくれは町の単独事業になるのではと危惧するところでもあります。

現在の社会情勢の中、補助金がつきにくいという事情も理解はいたします。しかし、住民は一刻も早い完成を望んでおり、事業のおくれは事業費の増加、町の負担増にもつながることから、さらなる事業推進と事業期間内の完了を要望し、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第73号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について、採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は、認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

これから、議案第74号のうち、剰余金の処分についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第74号、平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について、採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第74号、平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について、採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は、認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第19、請願第4号、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願を議題とします。

ただいま議題としております請願について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る9月3日、本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました請願4号、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願につきましては、9月12日、委員全員出席のもと、紹介議員と請願人の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

まず、紹介議員から請願願意の説明を受け、請願人、委員会では参考人と呼びますが、から説明と意見を受けました。

主な質疑として、町内で何か不都合なことが今まであったのかという質疑に対し、そういう事例は聞いたことがないが、子供たちが敬意を表するような国旗であるべきだと考えるとの答弁でした。

思想、信条の自由があるという話だが、そのとおりだと思う。町民の中には日の丸を見て、すばらしい、美しいと思う人もいるが、例えば戦場に子供を送り出し、帰ってこなかった人は、日の丸に対し、そうは思わないと思う。そういうことが住民のわだかまりではなかったのかと思うが、思想、信条の自由という点からも理解できないかという難しい質疑に対し、間もなく戦後70年である。日の丸を見てそういうふうと思う人もいるだろう。平成11

年 8 月に国旗国歌法が制定され、国旗については多くの国民が理解をし、日常生活にも溶け込んでいるとの答弁でした。

長与町で今、国旗を掲揚する意味はなぜかという質疑に対し、逆に遅きに失したと思っている。本来であれば、全員協議会で全会一致で決定するのがよいと思うが、そうはならないので、請願という形をとって、紹介議員として各議員に理解をしていただきたい。なぜ今という理由はない、との答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16 番、堤 理志議員。

16 番

(堤 理志議員)

16 番。私はこの議案第 4 号、本会議場での国旗及び自治体旗の掲揚に関する請願に反対の立場から討論を行います。

請願理由の中で、国旗を掲揚し敬意をあらわすことは議員や職員が国を愛し国民としての一体感を持ち、住民から課せられた責任を自覚することを示すのにふさわしい、このようにしています。私は郷土を愛し国を愛する人間の一人であり、その立場から議員活動を行っている、このように自負をしております。

しかし、愛国心の表現を日の丸に求めることが当然であるという風潮には異論を持っております。日の丸に自分の愛国心を投影するのも自由です。違う形であらわすのも自由ではないか、このように考えます。日の丸に対する思いは住民の戦争体験や歴史認識、それぞれの価値観によって違いがある問題であります。さきの大戦がアジア諸国の独立と大東亜共栄圏を目指す正義の戦争だった、こう主張する人たちと、アジアの資源を求め、日本の植民地とするそういう侵略の意図を持った戦争であった、こう思う人たちなど思想や歴史認識はさまざまであります。

国旗国歌法の議論がなされた平成 11 年、この 3 月 2 日にフジテレビのニュース番組が実施いたしました世論調査によりますと、日の丸の法制化について賛成が 46%、反対が 18%、どちらでもないという回答が 36%となっていました。これは国民の圧倒的多数が法制化を要求し歓迎しているとは言えないことを示した調査結果であります。

これには、過去の歴史が大きく影響している、このように理解しています。明治憲法のもと天皇が国家元首であり統治権の総覧者でありました。天皇が国家の頂点をなし国民は臣民、つまり家来とされ、教育勅語の後段では、

「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」として、国民はいざとなったら国のため、公のために命をかけるものだと教育されました。徴兵制があつて、この徴兵を拒否できない若者たちは日の丸を振って送り出され、最期は天皇への忠誠の言葉を叫び亡くなっていった悲しい歴史がございます。日の丸のデザインに罪はありませんが、戦争を遂行するため、そして戦意高揚の象徴としての役割を担ってきたことは事実であります。日本と三国同盟を結んでいたドイツとイタリアは、戦後こうした国旗を変更して再出発をしました。

このような歴史をたどった国旗や国歌なので、この国旗国歌法が国会で審議される時、多くの政党が押しつけや強制につながるおそれはないのか、何度となく疑問がなされ、これに対して政府は、強制することはないし法制化されたからといって生活に変更は生じない、こう繰り返し答弁していることが国会の議事録でも書かれております。住民の感情や意見が分かれる問題を数の力で制度化すると逆の方々から見れば押しつけ、強制と捉えられますし、こうした国会の答弁にも矛盾をいたします。

そして、この間、本会議場に国旗がなかったことで、特に不都合が生じたことはありませんでした。議案や請願は意見が分かれた場合、議論を尽くし最終的には多数決により決するのが民主主義のルールであります。

しかし、議論の土俵である議会の場のあり方については多数決原理はなじみません。議会は多様な価値観、主義主張の違いがある住民の代表者が集まり、そして議論する場という特性があります。だからこそ、その議場のルールや議会運営のルールは全議員の納得と合意を前提として行われてきました。ほかの自治体や議会に視察に行くと、確かに国旗を掲揚している議場は少なくありません。しかし、よそがやっているから当議会も実施しなければならないという発想はいかかなものなのでしょうか。

長与町議会では、よその議会で頻繁に行われているやじはほとんどありませんし、一般質問を行う議員数は、ほかの議会は比較的少ないのですが、この長与町は町議会は毎議会8割の議員が行うのが凡例となっていますし、きょうも討論が活発になされております。ほかの議会の様子をうかがい、それに右へ倣えするというのではなく、あくまでも必要に応じてみずから決する、これが議会の自律権であり、自治の精神であります。

この間、平成の治安維持法と呼ばれる特定秘密保護法が制定され、そして自衛隊は戦闘地域に行つてはならないとしてきた規定を取り払うことになる集団的自衛権の憲法解釈変更が行われました。国がどんどん右傾化し戦前に回帰している、こう危惧する多くの学者や有識者などがさまざまな方法で声明を発表しております。国民もこうした政治の空気の変化を敏感に感じ取っています。

戦前、大政翼賛会と軍部が主導する政治が、国民に対して、国を愛するなら命をささげよ、こう強要されても黙って従うしかなかった、そういう時代、私たちの党の先輩は国を愛する立場から国民を戦場へ送り命を奪う戦争に反対を主張しました。主権は国民にある、このように主張しました。そのため国家体制を変革する非国民とされ、逮捕、投獄されました。そして、拷問で

命を奪われることもありました。しかし、主張を曲げずに貫いてきた反戦、平和、国家主権は今の憲法に書き込まれました。戦前の価値観に基づく、こうした動きに対し、世論の流れ、世間がそういう流れだからということで黙って見過ごすわけにはいきません。

以上の理由で、本請願に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

請願4号に賛成の立場で討論いたします。

平成11年8月13日に施行された国旗及び国歌に関する法律により、それまでの慣習法として定着してきた日章旗を我が国の国旗とすることが法律として定められました。

世界各国各都市の官公庁などにおいて、国旗は毎日掲揚され、国歌とともにその国の象徴として大切にされています。自国の国旗を尊重し、敬意と誇りを持つことは既に世界の常識でもあり、他国の国旗を尊重する態度にもつながり、国際協調の理念にも沿っていると同時に、国際社会に生きる基本的なマナーともいえます。

日の丸には多くの歴史があります。我が国の国旗として事実上確定したのは安政6年でした。この時代、諸外国との交流が始まることによって、他国の船舶との認識が困難になり、標識、国の旗が必要となったからです。翌安政7年、その2年前に結ばれた日米修好通商条約の批准書交換のために、使節団がアメリカに渡りました。このとき、幕府が所有する咸臨丸の船尾には日章旗が掲げられました。また、有事や他国との争い、戦争があった場合は日本のみならず、どの国も自国の旗を勝利へのシンボルや愛国の標章として使用し、国旗も利用されたという歴史を有しています。

しかし、それは国旗の責任ではなく国旗が背負う宿命であるということだと思います。国旗に対し、個々人の考え方はあると思います。宗教問題を例にすると、何を信じようが個人の自由であるように、おのおの思想、信条においても自由が保障されなくてはいけないということは明らかです。

しかし、これは国旗、国歌となると個人の思想、信条の自由のみが強調されてよいものではなく、国際社会における一定の慣行やルールがあり、それを遵守しなければなりません。

1988年のソウルオリンピックにおいて、女子陸上競技で優勝したアメリカのジョイナー選手をたたえ、アメリカ国歌が吹奏され国旗が掲揚されていたときに、日本から卒業旅行に来ていた高校生の一団や引率の教師がおくられて立ち上がったたり、座ったままの姿勢をとり続けたのでひんしゅくを買ったということがありました。国際社会では国旗や国歌に対し敬意を表する行為が求められていることを理解していなかったことが原因でした。したがって、国旗や国歌に対し尊重する態度や、儀礼を行うことは決して強制などではなく、国際社会の中で必要なルールを身につけることにほかありません。

今後ますますグローバル化する世界で、未来を担う子供たちが我が国に誇りを持ちつつ、他国の国旗をも尊重するという国際感覚を養うことは、重要とすべき課題であるといえます。

長崎県の教育方針とも言える第2期長崎県教育振興基本計画第2章、本県が目指す教育の中に、郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間、我が国と郷土の伝統、文化、自然を誇りに思い、これからの国際社会を生きる人間とあり、学校教育や社会教育において国旗、国歌を尊重する取り組みに努めますと明確に記されています。次世代を担う子供たちの育成のために、ひいては長与町のさらなる発展のために日本人として生まれたことを誇りに思い、日本の伝統や文化をとらとび、郷土である長与町を愛し、この地で幸せな生活を送るため、町の執行部と住民の代表である町議会議員が一堂に会する本会議場に国旗、町旗を掲揚することは至極当然のことであると思ひますし、まさに時宜を得たものであると考えます。

よって、以上の観点から賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

私は本請願に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国旗が議場に掲揚されると、精神的な圧迫を受けるのではと危惧する声もございますが、法律で定める国旗を公的な場に掲揚することは当然のことだと考えます。

長与町が開催する行事でも、多くの機会に国旗が掲揚されております。また、オリンピックの表彰式やスポーツの国際大会では国旗が掲揚される場面をよく目にしますが、それを見て私は胸が熱くなるときがあります。きっと多くの国民や町民も同様ではないかと考えます。ならば、民主的に自由闊達な議論の場である議場において、この請願の思いを拒否する理由はどこにあるのでしょうか。

よって、私はこの請願を採択することに賛成とし、討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

反対意見の中には、日の丸を戦争と結びつけるような向きがあるようですが、戦争はあらゆるものを国威発揚、戦意高揚に利用するものと思います。

私たちは日本国に帰属していることで恩恵を受け、恩恵を分かち合っています。つまり道路や公共物をつくる時は、集めた税金を国が自治体へ補助金として交付します。また、災害が起きれば自衛隊が出動し、日本国民であ

ることで一定の教育が受けられ、安全な水や食べ物を口にできるように国がしっかりした基準を設けています。

このことから、日本国に属する自治体の本会議場に国旗と自治体旗を掲げることは自然なことと思います。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、請願第4号、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本請願は、採択とすることに決定しました。

日程第20、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、日程第21、請願第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、日程第22、請願第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する請願を一括議題とします。

ただいま一括議題としています請願について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(河野龍二議員)

報告します。

本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました請願についての委員会の審査の報告を行います。

まず、請願2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について。

9月18日、委員全員出席のもと 佐藤紹介議員、また請願人、坂口請願人、水島請願人を招き審査をいたしました。

提案理由の説明では、2006年の国連で手話は言語である、全ての聾者の環境整備を求めた請願趣旨が行われ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、手話が自由に使え、さらには手話を言語として普及し研究することができる環境に向けた法整備が必要だと提案理由の説明を受けました。また、坂口請願人からは手話で聾者として生活を送る現在の環境の厳しさや実体験を通じ、手話が日本語と同じようにできる環境を早急に求めたいとの提案理由の説明を受けました。

主な質疑は、参考人の手話サークルの目的はの問いに対し、聾啞者の生活環境が少しでもよくなるように取り組んでいると答弁がありました。

また、手話が、聾学校で学ぶことができなかつたのはなぜかの問いに対し、音声言語を学ばせるために手話が禁止されていた、このような答弁がありました。

請願の目的は、法律の制定を求めるものだが、法律の素案はあるのかの問いに対し、21条から素案の法律文章があると受け、資料を委員全員に配付されました。

以上のような質疑が行われ、全会一致で採択することに決しました。

続きまして、請願3号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択に要請についての請願については、委員全員出席のもと、9月18日佐藤紹介議員を招き提案理由の説明を受け、審査を行いました。

提案理由の説明では、例年、本町から意見書を上げられている事項であること、また国庫補助を2分の1に戻し、教員の増、少人数学級の実現など、教育環境の拡充を求める請願であることの説明を受けました。

主な質疑は、本町の学校の実態はどうかの質問に対し、各学校でばらつきがあると思う、既に30人以下の学級もあるが全体として35人以下の学級を目指すものである。

また、県下の意見書採択の状況はどうかの問いに対し、県内で紹介議員がいる議会では全部出ていると思う。長崎市は採択されていると思うが、意見書提出には全会一致となっていることから、意見書の提出までには至っていないのではないかと思うなどの質疑が出され、採択の結果、全会一致で採択されることを決しました。

続きまして、請願5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する請願については、9月18日委員全員出席のもと、安部紹介議員、佐々木請願人を招き、提案理由の説明を受けました。

提案理由の説明では、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上り、特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費の負担をせざるを得ない状況にある。また、就労不能も多く生活が困難になっている。肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態があること、国において肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援が何ら具体的に処置を講じていられないことが提案理由の説明で行われました。

主な質疑では、長崎県の患者数と長与町の患者数はどれぐらいかの問いに対し、潜在的な患者は多くいると思う。全国的に人口に対し2.7%が肝患者だと言われているという。長崎県では4万人ほどで長与町内では把握していない。

また、患者は増加傾向にあるのかの問いに対し、高齢化や死亡で減少している。

さらに、医療費助成制度に係る財源はどれくらいかかるかの問いに対し、

議 長

180億円の財源が必要と言われているが、国の財源で十分捻出できると思う。

さらには、予防接種での注射針の使い回しはどれくらいの期間で行われたのかの問いに対し、昭和17年から昭和63年まで続けられていたと言われている、このような答弁がありました。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で採択することに決しました。以上、報告いたします。

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、請願第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、請願第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、請願第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、請願第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

請願2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

先日、テレビで聾者である日本人のプロの世界的有名な画家がインタビューを受けていました。その方は、聾者であることで幼いときから学校でもいじめに遭い、人々とコミュニケーションが全くうまくとれず、世間と垣根をつくり社会的に孤立した状態だったそうです。現在では、有名な世界的画家となり多くの方と接することができ、自分の生い立ちをナレーターとともに手話で言語通訳されていました。私はその画面を通じて、手話はほとんど理解できなくても手話の持つ意味を心に感じ、大きな衝撃を受けました。障害を持ったからゆえに社会とコミュニケーションを図ることができず、友達の輪に入ることもできない、学校でも手話を学ぶことすらできない環境であったのです。余りにも差別、不条理、不平等としか言いようがありません。学ぶ権利は全ての人に保障されるべきであり、また手話は一部の聾者にとって長くコミュニケーションとして利用されていた歴史があるにもかかわらず、世間一般には周知されておらず、一部の方のみ利用されております。

平成18年に国連の障害者権利条約には、手話は言語と明記され、平成23年、改正障害者基本法には、地方公共団体にも情報保障施策を義務づけております。もっとこれからは、聾者を初め世間一般の人々が手話が特別なものとしてではなく、幼少期から大人まで誰でもが音声言語と同じく、普通に学校で学べるような早急な環境の法整備の構築は必要となります。大学でも

外国語と同じように専門課程を策定するべきであります。

そして、手話人口の拡大を目指し、差別のない不自由のない人間としての尊厳を尊重され、日常生活、社会生活が送れるよう手話言語法制定の請願に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私もこの請願に賛成の立場で討論いたします。

今回、文厚委員会でこの請願を審議したわけですが、私も手話というものが聾学校においては長いこと禁止をされていたということを初めて知りまして、そして、手話のほうが実は言葉は一番伝えやすいんだということも初めて知りました。

現在、言語としては認められて、今回手話言語法制定で正式に言語として社会の中に浸透していくことを願った、これは請願でございます。私は自分が今まで、これはうかつだったなと本当に思いました。

私は外国に1度行ったことがあります、フランスでした。フランスに行ったときに、道に迷いました。片言の英語は話せてもフランス語は全くだめです。通りがかりの人にずっと、キャン・ユー・スピーク・イングリッシュを何度もしてからようやくわかった人がおって、それで私は道を聞くことができました。手話の人が社会に出て、例えば旅行に行つたとします。そこに行つて道を尋ねるときに、相手の方が手話を知っていればどれだけ心強いことでしょうか。私はそういう意味では、この手話というのを少なくとも法整備をして、例えば交番の警察官とかデパートとか、そういうところの案内の人たちが、少なくとも片言の手話を学ぶような社会になっていけばと思っております。

今、私らの年ではもうなかなか手話を覚えるということは難しいですが、今小学校でもこの手話の勉強もされているそうです。こういうことが、法制化すればもっと大きく社会の中に浸透していくのではないかと思います、この請願に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

6番。私は、本請願に対しまして賛成の立場から討論をいたします。

手話を言語として明確に位置づけ、手話を使う聾者の権利を具体的に保障する、いわゆる手話言語法制定を国に求める声が高まっております。全国聾啞連盟によると、全国で600を超す地方議会が、同法制定を求める意見書を7月末までに可決したそうです。また、この秋の議会中でも多くの地方議

会に同様の請願が提出され採択されるであろうと伺います。

手話は聾者のコミュニケーションに欠かせないにもかかわらず、聾学校、いわゆる、最近では聴覚支援学校という言い方も広がってきましたけれども、で長く禁止された歴史がございます。文科省が示す学習指導要領は、手話を言語などとともに授業でのコミュニケーション手段に位置づけているにもかかわらず、普通学校の国語のように手話を学ぶ授業の必要性は定められていないのであります。手話を必要とする方が手話を学ぶには、現状では自主的に任意での取得が一般的なのであります。

私は本請願採択を背景に、手話に対する理解の広がりを期待し、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9 番、森 謙二議員。

9 番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論します。

手話言語法の制定により、聾啞者の社会参加を促し、聾啞者の自己決定、自己実現の可能性が広がるものと思います。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 20、請願第 2 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長報告は採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

本日の会議は、あらかじめ時間を延長して行います。

これから、請願第 3 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 21、請願第 3 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予

算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

本請願に対する委員長報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定しました。

これから、請願第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

請願5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する請願に賛成の立場で討論いたします。

我が国には、B型、C型肝炎感染患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針、筒の使い回しなどの医療行為による感染で、国の責任による医原病とされております。

ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から数十年かけて肝硬変、肝臓がんに行進し命が危険となる重篤な病気であります。肝炎患者の大半はインターフェロン治療と核酸アナログ剤の助成以外は、何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困窮にあえぎ、毎日120人ほど、年間4万人以上の患者の命が奪われております。感染に気づかず治療しないままに肝炎が進行している人も少なくありません。同じ被害に苦しむB型、C型肝炎患者の9割以上は、救済策から締め出されようとしております。

肝炎患者の強い願いと運動で、国内最大の感染被害をもたらしたことに對する国の責務が明記され、全ての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法が平成21年11月に制定されました。肝炎患者の救済の根拠となる基本法はできましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進みません。肝炎対策基本法は、地方公共団体は基本理念にのっとり、肝炎対策に対し国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると地方公共団体の責務を定め、国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講じるものとするもののほか、肝炎予防、肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝硬変、肝がん患者への特別な支援や患者家族への相談支援などの肝炎対策に取り組むよう明記してあります。

そこで、これらの患者を救済するため必要な措置を講じるよう国会及び政府へ求めるため、本請願に賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第22、請願第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

場内の時計で17時15分まで休憩します。

(休憩17時02分～17時15分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまお手元に配付のとおり、発委第3号、「手話言語法」制定を求める意見書、発委第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書、発委第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第3号、発委第4号、発委第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発委第3号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (濱口 務君)

「手話言語法」制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾啞者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に成立した改正障害者基本法では、「すべての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意

思疎通のための手段について選択の機会が保障される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及し、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えている。

よって、本議会は、国において手話言語法を早期に制定することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日、長崎県長与町議会。

議長

(山口経正議員)

お諮りします。

本案については提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありません。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、追加日程第1、発委第3号、「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については議長に一任願います。

追加日程第2、発委第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長

(濱口 務君)

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書(案)。

義務教育は憲法の教育の機会均等と義務教育無償の原則に基づいて、子供

たち一人一人に国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っている。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもある。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校と生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要である。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、本議会は国において、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月22日、長崎県長与町議会。

議長 (山口経正議員)

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決

定しました。

これから、討論を討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、追加日程第2、発委第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については議長に一任願います。

追加日程第3、発委第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局 (濱口 務君)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書(案)。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者は合計350万人以上と言われている。その原因は、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成

を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日、長崎県長与町議会。

議長

(山口経正議員)

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、追加日程第3、発委第5号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。

日程第23、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について特別委員長長の報告を求めます。

長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会委員長。

賑わいのまちづくり
調査特別委員長

(岩永政則議員)

時間も経過をいたしておりますので、簡単に申し上げたいと思います。

それでは、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会の調査、研究につきまして御報告をいたします。

この特別委員会は、長与町の今後の活性化を目指して、いかににぎわいの

あるまちづくりを創出するかに視点を当て、議会として調査研究を行うために設置されたものでございます。去る平成25年12月16日の本会議におきまして、議員提案により、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会設置についての決議が提案をされました。

内容としましては、1つ、名称は長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会。

2つ目、調査事項は4つございまして、1つ、町のコンパクトシティー構想について、2つ目、中心市街地活性化について、3点目、都市計画とまちづくりについて、4点目、その他にぎわいのまちづくりについて。

3番目には、委員の定数は10人ございまして、議長を除く18名でございます。

4番目、委員会の期間は本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができることといたしております。

以上によりまして、慎重審議の結果、全会一致で可決されました。休憩後の本会議におきまして、委員長に岩永政則議員、副委員長に安藤克彦議員が互選された旨を議長から報告がございました。

これを踏まえまして、6回にわたり調査、研究を今日まで行ってまいりました。その調査、研究の具体的内容につきましては、配付の資料を参照いただきまして省略をさせていただきます。

最後に結びになりますが、町民の方々が日々の生活の中で幸せを実感できる方策としてのにぎわいの創出は難しい状況ではありますが、関係者の方々が手を携えてこそ実現できるものであると思います。今回の本委員会を通して、議員全員が同じ情報を同時に共有できたことは大きな成果であったと思います。本委員会を終了するに当たり、特に吉田町長を初め、講師の先生方と関係各位に心から感謝を申し上げ、報告といたします。終わります。

議長 (山口経正議員)

日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第25、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

文教厚生委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査

とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

本当に長時間の御審議お疲れさまでございました。閉会に当たり一言御挨拶をさせていただきます。

去る9月3日に開会をしていただきました平成26年第3回定例会も本日閉会となりました。本定例会では、13名の議員さんから多くの一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘、御指導を賜りました。心から感謝を申し上げたいと存じます。

あわせて、今回は平成25年度の各会計歳入歳出決算認定を初め、提案をいたしました各議案につきましても、御審議をいただいたわけですが、本当に長い期間、慎重に御審議を賜り、本日それぞれの案件につきまして御決定をいただきました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

皆様からの御指導、御提案、御指摘につきましては真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。今後とも長与町が幸福度日本一の町となることを目標に、職員とともに全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願いを申し上げるところでございます。

さて、いよいよ長崎がんばらんば国体、長崎がんばらんば大会まであと数日と迫りました。議員各位を初め多くの委員、あるいは参与の皆様方をお願いをいたしているわけですが、本町におきます競技を含めまして、成功裏に終了できますように、皆様方の御協力を改めてお願いするところでございます。

いよいよ時節は秋を迎えるわけでございます。スポーツに文化にこれから

議 長

行事も多くなってくると思いますけれども、皆様方におかれましても、それぞれに御参加、御協力をいただくことかと存じます。どうか御指導、御高配をいただきますように心からお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

(山口経正議員)

次に、私から閉会に当たり一言申し上げます。

ことは天候不順の夏となり、平成26年8月豪雨といわれる局所的な集中豪雨により、各地で被害が相次いで発生いたしました。特に広島市では、土石流によって74人ものとうとい命が奪われました。また、多くの方々が被災され、いまだ不自由な生活を送ってられる方がおられます。

長与町議会といたしましても、少しでもお役に立てていただければとの思いから、長与町社会福祉協議会を通じて義援金をお送りいたしました。犠牲となられました方々の安らかな御冥福と被災された皆様へのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈りいたします。

さて、今定例会では、一般会計等の補正予算や子ども・子育て支援法に基づく条例など、またそれぞれの会計の歳入歳出決算の認定を含む23本の議案が審議され、おのおの判断が下され議決結果が出されました。また、住民の方々から提出された4つの請願は全て採択されました。そのうち意見書、要望があった3本が議員提案の議案となり可決されました。請願は民意の反映という意味から、大切な国民の権利であり、議会としては請願者からそれぞれ意見徴集を行い慎重審査の上、結論が出されたところであります。

また、今議会では議会基本条例を定めて以来、初めての反問権が使われました。運営についてはふなれであったため反省すべき点がありましたが、これからも議論の深まりのため、勇気を振るって反問権を行使をしていただきたいと期待するものであります。

ことは記録的な日照不足の夏でありましたが、やっと青空も戻り天高く馬肥ゆる秋、すがすがしいスポーツ、文化の秋が到来します。いよいよ来月17日から始まるがんばらんば国体、11月1日からがんばらんば大会が開催されます。これまで着々と準備が進められてきましたが、町民一丸となったおもてなしが必要であります。私からも皆様方に重ねて御協力をお願いする次第であります。

一連の国体大会において、所期の目的が達成され成功をおさめて、長与町の発展につながることを祈念申し上げまして、私の閉会に当たっての言葉といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 17時41分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員